

米国農務省 (USDA)
食品安全検査局 (FSIS)
ワシントン・D.C.

FSIS 指令 9000.1 改定1版 2006年3月1日

輸出証明

I. 目的

米国産食肉及び食鳥肉製品の世界的な信頼を確立するために、輸出証明プロセスは重要な役割を果たしている。したがって、FSISは、このプロセスにおける統一性・安全性・正確性を今後も高いレベルで確保していかなければならない。本指令は、地域事務所 (DO) 及び検査プログラム担当職員を対象に、遵守すべき明確な基準を定めるものである。本指令は、FSISの証明担当職員が輸出証明書に署名できないと感じた場合のプロセスを明示し、FSIS書式9060-6のファックスを使ってその書式で求められている情報を提供できることを明示し、輸出条件ライブラリーの目的を明示し、本指令の他の側面も明示するものである。

II. 取消し

FSIS 指令9000.1 1999年9月9日付け

III. 再発令の理由

FSISは、輸出証明プロセスに関するFSISの方針を明らかにするため、本指令を全体として再発令するものである。

IV. 根拠となる法令

21 U.S.C 616

9CFR 156, 307.4(c), 312.8, 316.5, 317.1, 317.7, 318.2, 322.1, 322.2, 322.4, 325.8, 325.13, 350, 351, 354, 355, 362, 381.37(c), 381.66, 381.104, 381.105-107, 381.128, 381.193

FSIS 指令5110.1 改定1版、9040.1 改定3版

V. 背景

- A. FSIS規則に定めるとおり、輸出者 (申請者) による申請が提出されると、FSIS検査プログラム担当職員は、その職権にもとづき、検査合格済み製品を海外に出荷できる公的な輸出証明書を発行する。まず、申請者が、検査プログラム担当職員に対して、記入済みのFSIS書式9060-6を提出する。検査プログラム担当職員は、以下の手続きが終了した場合に限り、その申請書に署名をし、輸出証明書 (FSIS様式9060-5, 健全な食肉及び食鳥輸出証明) 及び輸出印を発行することができる (証明書への署名はしない)。

1. 申請書に記載された情報が正確であること、及び申請者が情報の正確さを証明する申請書に署名していることを確認する。
2. 輸出条件ライブラリーで特定されている当該国の条件が満たされていることを確認する。
3. 本指令パートVIIの規定にしたがって製品を再検査し、当該製品に不純物がある、不良である、表示に誤りがある、申請書に記載された国への輸出に不適格であると判断する理由がないことを確認する。

検査プログラム担当職員は、必要な資料があれば、輸出者に請求すべきである。（より特別な指示に関しては本指令のパートVIIを参照）

- B. 記入済みの輸出証明書を輸出者から受け取ったら、FSIS証明担当職員（当該証明書に署名をする検査プログラム担当職員）は、証明された（署名済みの）申請書の情報と、証明書の情報が一致していることを確認する。証明書の声明は、証明担当職員に提示された情報に基づく証明であり、この証明担当職員が直接当該製品の検査に関わる必要はない。より明確にする必要がある場合には、証明担当職員は、申請書に署名した検査プログラム担当職員もしくは輸出者に対して、追加の情報もしくは文書を請求することができる。すべての情報が正確であることを確認して、証明担当職員は輸出証明書に署名する。証明担当職員が署名を拒否する場合、相応の根拠（例：文書に不備がある、提出された情報だけでは製品が輸出先の条件を満たしているかどうかを確認できない）がなければならない。証明担当職員は、署名拒否の理由を記録しなければならない。輸出業者は、証明担当職員に同定された理由を正してよく、あるいは、監督官（next-line supervisor）に輸出文書の写しを回してよい。（より特別な指示に関しては本指令のパートVIIを参照）
- C. 証明担当職員が証明書への署名を拒否した場合、その拒否の事実と理由は、監督官（next-line supervisor）による審査を受ける。この審査にもとづき、監督官は、以下の措置のうちいずれかを選択する。
1. 輸出者が提示した情報が証明書への署名を正当化するのに不十分であるという理由に基づいて、証明担当者の当該輸出証明書への署名拒否を支持する。
 2. 自身が行う記録の検証に基づいて署名が正当であるという判断を下し、当該証明書に署名する。公衆衛生獣医師（PHV）の署名が必要な場合には、監督官は、勧告とともに、証明書及び他の輸出文書に署名をした審査結果を適切な地域事務所の担当者に送付する。
- D. 監督官（Front-line Supervisor）が輸出証明書に署名し、証明担当職員の署名拒否に上記Bにいう相当の根拠（例：文書に不備がある、条件を満たしているかどうかを確認できない）がないと判断する場合、監督官はこの事例を文書化し、当該地域事務所に報告書を送付する。地域事務所は、監督官からの情報を検証し、懲罰もしくは対抗措置を含む適切な行政行為の決定のために労働人事課人事室に情報を送付するかどうかを判断する。

- E. 輸出証明業務が公認施設で実施される場合、9CFR part322及び381.104～381.111で要求される輸出証明の発行は弁済的業務ではない。FSISの規制的要求に加えられた証明の実施（例：輸入国で要求される追加的証明）及び9CFR 322.3に規定された輸出のための製品輸送は、弁済的業務と考えられる。輸出証明業務が非公認施設で実施される場合、その業務は、弁済的であり、FSIS指令5110.1で規定されたように課される。

VI. 輸出条件ライブラリー

- A. 「輸出条件ライブラリー」には、製品が輸出される相手国からFSISに公式に通達された諸条件が集積されている。輸出の適格性を判断する際には、これを利用しなければならない。輸出条件ライブラリーには以下のような情報が含まれている。

1. 証明書の要件
2. 適格及び不適格製品
3. 施設の要件
4. 表示の要件
5. 食用及び非食用製品
6. 輸出適格となるための施設の要件
7. PHVの署名の要件（あれば）
8. 家畜衛生の要件
9. 輸出適格施設の一覧
10. 輸出に関する通知
11. よく尋ねられる質問

- B. 輸出条件ライブラリーの情報へのアクセス方法

1. インタネットで検索する
[www.fsis.usda.gov/Regulations & policies/Export Information/index.asp](http://www.fsis.usda.gov/Regulations%20&%20policies/Export%20Information/index.asp)
2. 閲覧する： Public Folders/All Public Folders/Export Library
3. FSIS技術サービスセンター（TSC）に電話する
(1-800-233-3935または、402-221-7400)

- C. 家畜衛生の状態および証明に関する情報は、

1. 輸出条件ライブラリーに問い合わせる
2. TSCの上記の電話番号に問い合わせる
3. ライブラリーおよびTSCに問い合わせた後、州内の特定の疾病の状況に関して具体的な疑問が残る場合は、その州の動植物検疫局（APHIS）地域担当獣医（AVIC）に問い合わせる。AVICの一覧は、APHISのウェブサイトに掲載。

<http://www.aphis.usda.gov/vs/areaoffices.htm>

VII. 輸出証明書の申請

- A. 輸出証明申請書を受領したら、検査プログラム担当職員は、記入が完全であることと、すべての関連情報が含まれていることを確認する。
- B. 検査プログラム担当職員は、申請書を審査し、輸出先の国の条件に適合していることを確認する。検査プログラム担当職員は、必要なときには、申請者に適切な文書の提出を要請して、申請書の記述内容を確認する。検査プログラム担当職員は、申請書に加えて必要な文書（例：輸出証明記録適格性情報）を提出すれば処理が迅速化されることを、申請者に伝える。
1. 検査プログラム担当職員が、申請書に記載された各製品が申請された輸出先に適格かどうか懸念を持つ場合には、以下の措置をとる。
 - a. 申請者に懸念を提示する。
 - b. 議論された内容と懸念が十分に解決されたか否かについて、面談の記録を残す。
 - c. 申請者にこの記録の写しを渡し、検査ファイルにも写しを保管する。
- C. 検査プログラム担当職員は、製品の官能試験を実施し、輸出に適格かどうかを判断する。検査プログラム担当職員は、製品が粗悪あるいは不良の疑いがあることの兆候（例；異常なおい、破れ、箱の湿り気、不衛生な取り扱い・保管のその他の証拠）に特に注意を払うこと。
1. 検査プログラム担当職員は、不適切な取り扱い・保管の証拠の疑いを持つ場合、当該製品をFSIS指令 9040.1改定3版「輸出目的の製品の再検査」に定めるとおり検査し、製品が不純である場合には、必要な措置をFSIS指令5000.1（公認施設に（例；規制管理措置または違反通知書（NR）の発行）またはFSIS指令8410.1（非公認施設に（例；製品の留置））に従って講じることができる。
 2. また、検査プログラム担当職員は、製品がFSIS規則の要件及び輸入国の要件に従って適切に識別・表示されていないと疑う理由がある場合、FSIS指令9040改定3版に定めるとおり検査することができ、
 - a. 適切に表示されていない、または誤った表示がされている場合には、製品が、9 CFR part 500及びFSIS指令5400.5（NRが発行され、規制管理措置がとられている公認施設）または、FSIS指令8410.1（非公認施設）に定めるとおり、必要な措置を講じるか、
 - b. コンテナ内の製品または製品の表示が輸入国の条件に適合していない場合には、製品申請者に懸念を示し、上記VII. B 1 b及びcに規定する面談記録を作成する。
- D. 検査プログラム担当職員は、必要に応じて、承認された表示内容以外の内容が外国語表記ステッカーにないことを確認する。

注： 検査プログラム担当職員は、また、外国語表記ステッカーを提供する輸出者からの保証書（当該ステッカーが承認された表示内容の正確な翻訳である旨を証明す

るもの) が含まれていることを確認する。

E. 検査プログラム担当職員は、上記AからDが完了し、すべてが容認できるとなった後、以下を行う。

1. 申請書に署名する。
2. 申請書および付属文書の写しを保管する。
3. 申請書の原本を申請者に返還する。
4. 輸出者が記入する輸出証明書を提供し、輸出印を発行する。
5. 当該施設が製品に押印することを許可する。
6. 当該施設が製品に押印した後、当該印を回収する。

F. 検査プログラム担当職員は、当該職員が立ち会っていないとき、当該施設が箱に押印し、輸出証明書に記入することを許してよい (Pre-stamp)。しかし、検査プログラム担当職員は、用いるスタンプを提示する前にスタンプが優良な状態にある箱だけに明確に読みやすく押印されることを施設が確認できることを検証しなくてはならない。検査プログラム担当職員は、必要と判断するときにはいつでも、VII. Cに定める再検査を実施する。

注: 検査プログラム担当職員は、施設がコンピュータで作成した輸出証 (ステッカー) を使用することを許してよい。ただし、当該施設が製品に施す前にステッカーの枚数を特定し、検査プログラム担当職員に未使用のステッカーを提出する場合に限られる。

G. 検査プログラム担当職員が公認施設で上記の手続きを実施したその日のうちに、検査プログラム担当職員は、実施した内容を検査制度手続きコード06A01に記録する。検査プログラム担当職員は、1日1回実施した手続きを記録するのであり、申請書受領のたびに記録するのではない。非公認施設において、検査プログラム担当職員はFSIS指令5110.1に規定された業務を行う。

VIII. 輸出証明書

A. 証明担当職員は、正しく記入された輸出証明書 (FSIS様式9060-5)、輸入国で要求された他の証明書 (X参照)、レターヘッド証明書 (VIII. C. 参照) と署名済み申請書の写し (FSIS様式9060-6) を輸出者から受領する。証明担当職員は、付属文書の審査もしくは輸出条件ライブラリーのチェックにより証明書に記載された情報と申請書に記載された情報に矛盾がないことを確認し、また、輸出条件ライブラリーで提供されない声明や文書が付加されないことを確認する。

B. 複数の品目が同時に出荷され、証明書の表面の欄が足りない場合には、必要に応じて、別紙をつけること。この別紙は四枚複写とし、以下の内容を含むこと。

1. 発行日

2. タイトル（例；輸出証明書第〇〇号の別紙）
3. 製品概要－製品名、箱数、重量（証明書表面に記載のとおりとする）
4. 証明担当職員の氏名と署名。その次に地域番号。氏名とコード番号は、証明書表面に記載されたものと同じでなければならない。

C. ある場合には、USDA／FSISレターヘッドによる証明が必要であり、また、輸出条件ライブラリーにおいて個々の国の要件で特定されるような製品に対して発行される。輸出業者が証明書とともにレターヘッドによる証明を申請する場合、FSISの証明担当職員は以下の内容を確認する。

1. 輸出条件ライブラリーにあるレターヘッドによる証明の直近版が提出されたこと
2. レターヘッドによる証明上の声明が輸出条件ライブラリーに示された事項から変更されていないこと及び追加的な声明が付加されていないこと
3. 証明書が輸出業者により日付されていること
4. 他のUSDAの機関（例：AMS）により要求されるあらゆる証明書が記入されたレターヘッドとともに提供されていること

レターヘッドによる証明は、四枚複写とし、以下の内容を含まなくてはならない

1. 対応する証明書の番号
2. 証明内容（例：私（検査官／獣医師の氏名）は、以下を証明する…）
3. タイプ／印字された検査官／獣医師の氏名。引き続いて、必要があれば専門学位、及び地域番号
4. タイプ／印字されたものと同じ検査官／獣医師の署名
5. 署名した日

D. 証明担当職員は、申請書（FSIS様式9060-6）、証明書（FSIS様式9060-5）、レターヘッドによる証明を含むその他の証明書上の情報について疑問がある場合、申請書または輸出業者に署名した検査プログラム担当職員に連絡するまで、証明書に署名をしない。証明担当職員が輸出業者と共有するいかなる伝達情報も上記VII. B 1 b及びcに規定する面談記録を作成する

E. 証明書に署名する前に、証明担当職員は、以下のことを行う。

1. 証明書の内容の正しさと、訂正箇所を確認する。
2. 生体検査及びとさつ後検査を受けたことを示す欄を確認する
3. 付属文書を審査して、輸出業者が未使用の欄を線で消していることを確認することを確認する。
4. 海外で許容されない場合を除き、削除あるいは修正箇所にイニシャルを記入する（輸出先の国が削除あるいは修正を認めるかどうかを確認するため、輸出条件ライブラリーを参照すること）。

- F. 証明担当職員は、証明書原本、すべての連続した用紙、及びレターヘッド証明を含むその他の証明書の署名欄に黒インク以外で署名する。また、輸入国がPHVの署名を要求する場合は、証明担当職員は、その専門学位を含めて記入する。証明担当職員は、輸出条件ライブラリーで特定されるように、受入国で要求されない場合には、輸出印を輸出証明書に押しはならない。

IX. 代替証明書

- A. 元の証明書に代わる証明書は、最初の輸出証明の時点における製品の状態の再証明である。あるロットに関する代替証明書は、そのロットの現在の状態を反映するものではない。代替証明書は以下のような場合に発行されるが、これらの場合に限られるわけではない。
1. 元の証明書に必要な情報が記載されていない場合
 2. 元の証明書に間違った情報が記載されている場合
 3. 荷受人もしくは輸出者の氏名が代わった場合
 4. 証明書を紛失した場合
- B. 代替証明書は、元の証明書に記載されたのと同じ日付になっていなければならない。
- C. 箱数もしくは総正味重量を増やす申請は、製品が本指令のVII. Cに基づいて再検査されないならば、受け入れられない。
- D. 新規の証明書を申請する場合は、申請書（FSIS書式9060-6）に（可能な場合）元の証明書の原本およびすべての写しを添えて、提出しなければならない。例外：証明書を紛失した場合、輸出者は、証明書が発見されたときには返還する旨の確約書を証明担当職員に提出する。
- E. 輸出される製品が複数の荷受人に対して出荷するためにすでに分割されていて、輸出証明書がそれぞれに必要な場合は、一通の証明書に代わる複数の証明書を発行することができる。ただし、以下の条件を満たしていなければならない。
1. 元の証明書に当該ロットについて十分詳細に明示されていて、新しい証明書に記載された容器・識別・対応する重量との直接の相互関係がわかること。
 2. 元の証明書が返還・取り消しされること。
- F. 代替証明書に署名する前に、検査プログラム担当職員は以下を行う。
1. 新しい証明書の左上部の余白もしくは備考欄に、以下の記述があることを確認する。
「証明書番号〇〇に代えて発行。本証明書の対象となる製品の輸出マークには、証明書番号〇〇を記載」

2. 取消される証明書を手入し（可能な場合）、以下を行う。
 - a. 左上部の余白もしくは備考欄に、代替となる証明書の番号が明記されていることを確認する（例：番号〇〇により代替）。
 - b. 代替証明書の「検査官用」写しを貼り付け、政府事務所に保管する。

X. 目録

- A. 公式の輸出印は、常時管理下に置かれなければならない。輸入証明書、印、関連の目録は、使用时以外は公的な鍵もしくは封印で管理しなければならない。
- B. 施設に配置された検査プログラム担当職員は、発行された輸出証明書及び取消された証明書の正確な目録を管理しなければならない。

政策プログラム人材育成事務局

次長

—